

# 十eco契約要綱

2025年4月1日 実施

九電ネクスト株式会社

## +eco契約要綱

### 1 目 的

この+eco契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社が別に定める需給契約条件（以下「需給契約条件」といいます。）に、付加する契約（以下「オプション」といいます。）について定めることを目的とします。

### 2 適 用 条 件

この要綱は、需給契約条件の基本プラン、JALでんき、WAONプラン、dポイントプランもしくはN（ナイト）プランとして電気の供給を受けるお客さままで、お客さまがこの要綱の適用を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。ただし、原則として、契約容量が10キロボルトアンペア以下のお客さまに限ります。

### 3 要綱の変更

- (1) 当社は、適用期間中であっても、この要綱を変更することがあります。この場合には、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
- (2) (1)の場合、当社は、要綱の変更内容について、書面の交付または電磁的方法（以下総称して「書面等」といいます。）によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (3) お客さまは、(1)に定める要綱の変更に異議がある場合は、適用期間中であってもオプションを将来に向かって解約することができます。

### 4 オプションの申込み

お客さまが新たにオプションの適用を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、申込みにあたり、次の事項を明らかにしていただきます。

- ・オプションの適用を受ける需給契約（以下「適用対象契約」といいます）の内容
- ・オプションの適用開始希望日

## 5 オプションの成立

オプションは、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、オプションの内容について、書面等によりお客さまにお知らせいたします。

## 6 適用期間

(1) 適用期間は、オプションの適用開始日以降、適用対象契約の契約期間満了の日までといたします。

(2) 適用期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの適用期間を適用対象契約の契約期間の延伸と同一の期間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、適用期間について、書面等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

## 7 オプション料金

(1) オプション料金の算定期間は、適用対象契約に係る電気料金の算定期間といたします。

(2) 各月のオプション料金は、次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、オプション料金を申し受けません。

1 オプションにつき 980円00銭

なお、オプション料金は、適用対象契約によって電気料金として算定された金額と合算し、請求いたします。

(3) オプションの適用開始または廃止により、オプション料金の算定期間が計量期間等の日数に満たない場合も、オプション料金は日割計算せず、前項に記載の金額を申し受けます。

## 8 環境価値の提供

- (1) 当社は、オプションの適用期間における適用対象契約における使用電力量について、非化石証書の使用により実質的に再生可能エネルギー電気としての価値および実質的にCO<sub>2</sub>排出量ゼロの価値を提供いたします。  
なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。
- (2) 当社は、この要綱にもとづく価値を付加した電気の供給にあたり、電源構成および用いる非化石証書の種類について、その計画を、当社のホームページに掲載する方法等により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。
- (3) 当社は、この要綱にもとづく価値を付加して供給した電気について、電源構成および用いた非化石証書の構成比率を、当社のホームページに掲載する方法等により、お客さまにお知らせいたします。

## 9 オプションの廃止

- (1) お客さまが、オプションを廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) オプションの適用期間満了前に、適用対象契約が終了した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約へ変更された場合は除きます。）は、適用対象契約が消滅した日にオプションも終了するものといたします。
- (3) 当社は、この要綱にもとづく価値の付加サービスを終了することがあります。この場合、契約終了の6か月前までにあらかじめ書面等によりお客さまへお知らせのうえ、オプションを終了いたします。

## 10 解 約

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、オプションを解約することがあります。

なお、この場合は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。

イ 2（適用条件）に定める要件を満たさない場合

ロ お客さまがその他この要綱に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。

(2) (1)により当社がオプションを解約する場合は、当社が解約をお知らせした日を含む料金の算定期間の始期にオプションが消滅するものとしたします。

## 11 そ の 他

本要綱に定めのない事項については、適用対象契約の定めによるものとしたします。